

○監査委員条例

制 定 昭 39. 3.27 条例 1

第 1 条 この組合に監査委員を置く。

第 2 条 監査委員の定数は、2 人とする。

第 3 条 監査委員に対しては、予算の範囲内で管理者の定める額の報酬を支給する。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。